

平成29年度 医療機器等販路拡大支援事業補助金 公募要領

公益財団法人ひろしま産業振興機構

I 事業の目的

この補助金は、ひろしま医療関連産業研究会会員企業が、自社の戦略に基づき製品又は技術を医療、福祉、健康機器（以下「医療機器等」という。）を対象とした展示会等に出展する際の経費を補助することにより、企業の販路拡大及び事業提携の効率的な促進を図るものです。

II 補助事業の内容

1 補助対象者

補助対象者は、次の要件の全てを満たす企業とします。

- (1) ひろしま医療関連産業研究会の会員企業であること。
- (2) 県内に主たる事業所又は生産拠点を有していること。
- (3) 市場性が高く、出展効果が大きいと認められる、県内で開発された製品又は技術を有していること。

2 補助対象事業

医療機器等を対象とする展示会等への出展及び展示物等の試作、評価・試験等で、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 対象事業者が、自ら開発した製品又は技術の販路拡大等のために行う事業活動であること。
- (2) 申請時の会計年度内に支払いが完了するものであること。
- (3) 他の団体等から当該補助事業に係る経費についての補助を受けていないこと。
- (4) 上記(1)～(3)の規定にかかわらず、公益財団法人ひろしま産業振興機構が主催する展示会等への出展については、補助対象としない。

※学会で併設される展示会等も含めて、広く医療機器等を対象とした展示会を補助対象とします。

※翌年度に開催される展示会の小間料を補助対象期間内に支払う必要がある場合は、当該経費も補助対象とします。

3 補助対象経費

事業を実施するために必要と認められ、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認されるものに限り、かつ、

補助金の交付の対象となる経費及び補助率については、「別表」のとおりとします。

消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

「別表」

補助対象経費			補助率	補助限度額 ／年度
区分	経費内訳	内容		
展示会等への出展	小間料	展示会等で、割当てられた空間の使用料	補助対象経費の 1 / 2 以内	30万円
	装飾料	小間の飾り付けに要する経費		
	その他	その他副理事長が必要と認める経費		
展示物等の試作、評価・試験等	原材料費	原材料及び副資材の調達に要する経費		50万円
	外注加工費	外注加工等に要する経費		
	評価・試験費	評価・試験に要する経費		
	その他	その他副理事長が必要と認める経費		

- (1) 補助金の額は、区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、それぞれ区分ごとに、その補助限度額を超えないものとします。
- (2) 補助対象経費は、交付決定後に発注し、補助対象期間中に支払いが完了するものに限り、ます。
- (3) 会計は補助事業単独で管理してください。
- (4) 補助金の支払いは原則精算払いとし、補助事業終了後、実績報告書に基づいて額の確定後に行います。従って、補助金が支払われるまでの資金手当が必要となります。
- (5) 補助対象経費は、原則銀行振込によって行われるものに限り、ます。また、支払いをする際に、補助対象経費以外の経費との同一支払いはしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細が明確になるよう整理してください。
- (6) 実績報告の際に補助対象経費の明細と支払いに関する見積書・納品書・請求書及び支払いの事実を証する金融機関の振込金受取書を提出する必要があります。これらの書類が提出されない場合は補助対象経費とすることができません。
- (7) 『展示会等への出展経費』は、「小間料」「装飾料」で、旅費、運搬費、広報物印刷費は対象になりません。「その他」は、例えば海外展示会出展の際の交通費など、特別な事情により例外的に副理事長が必要と認める経費を想定しています。
- (8) 年度内において、複数回展示及び複数回施作等を行う場合も、補助限度額を超えないものとします。
- (9) 施作品は、製品プロト又は技術プロトのいずれも対象とします。

4 補助対象事業実施期間

交付決定のあった日～平成30年3月23日

5 補助事業の併用禁止

実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む）について、他の補助制度を利用する場合は、この補助事業を利用することはできません。

Ⅲ 採択の方法

評価委員会での評価に基づき決定します。

評価委員会での採否結果については、別途書面で通知します。採否結果に関する問い合わせには応じられません。

また、採択された場合であっても、予算の都合により補助金を減額する場合があります。

なお、採択になった場合は、業種、企業名、所在地、代表者名、出展展示会名を公表することについて申請者の了解を得たものとして取り扱います。

1 採択基準

事業計画書等に基づき、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

(1) 展示物の市場性

製品・技術の独自性、優位性、革新性、排他性等により、総合的に判断する。

(2) 出展効果

当該展示会に出展した場合に想定される販路拡大成果、広島県への経済波及効果等により総合的に判断する。

※事業化計画について、具体的に記載をお願いします。

※過去に採択された企業については、優先順位が下がる場合があります。

2 採択後のスケジュール

補助事業年度（平成29年度）	補助事業終了後	
随時 3月23日	4月	(5年間)
交付決定 ⇒ 補助事業着手 ⇒ ⇒ 補助事業完了	補助金額確定 補助金支払い	
【提出書類】 (必要により) ● 交付申請書 (● 変更承認申請書) ● 実績・評価報告書	● 精算払請求書	● 経営状況等報告

3 交付決定の取消し

決定条件の不履行、報告書等の提出を怠ったり、虚偽の申請等の不正事由や補助金の目的外使用、他の補助制度との併用等が発覚したときは、交付決定を取り消すことがあります。既に補助金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。

IV 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に承認を受けること。
※ 事業内容の変更とは、各々の経費区分『展示会等への出展（小間料、装飾料、その他）』『展示物等の施作、評価・試験等（原材料費、外注加工費、評価・試験費、その他）』において事業に要する経費総額の20%を超えて変更する場合をいいます。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、事前に届出を行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告して指示を受けること。
- (4) 補助事業を完了したときは、その完了した日から30日以内又は当該会計年度の3月23日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (5) 補助事業に関する経理について、その事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。また、必要に応じて行う立ち入り検査に応じなければならない。
- (6) 交付年度終了後5年間は、補助事業の成果についての経営状況等の報告を行うこと。

V 申請の方法

1 受付期間

平成29年6月1日（木）～平成30年1月31日（水）（17時までに必着）

※「展示会出展支援」は、展示会等の1ヶ月前までに、「展示物等の試作、評価・試験等」は、試作品製作又は試験等実施の1ヶ月前までに、事業計画書を提出してください。

※予算に達した場合は、受付を終了します。（HP上で周知します。）

2 提出書類

- (1) 平成29年度医療機器等販路拡大支援事業補助金事業計画書 1部
事業計画書の様式（A4縦）は、「ひろしま医療関連産業研究会」のホームページからダウンロードが可能です。 <http://www.hiwave.or.jp/ikourenkei/activity/event/entry-843.html>
- (2) 事業計画書の電子媒体（Microsoft Word）
メールによるファイル送信、CD-Rのいずれでも結構です。
- (3) パンフレット等（展示会、企業・事業概要・取扱製品等が分かるもの：展示会パンフレット、会社案内、商品カタログ、写真、図面等、試作品概要が分かるもの） 各1部

3 応募の方法

郵送・宅配又は直接持参してください。郵送・宅配の場合は、封筒の表に「医療機器等販路拡大補助金」と朱書きし、ひろしま医工連携推進センター宛てに提出してください。

4 提出先

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ひろしま医工連携推進センター
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ4F
TEL 082-240-7709 FAX 082-242-8628 E-mail : ikouren@hiwave.or.jp

※ ご相談・お問合せについては、お電話・メール等で担当までお願いいたします。